

土総第660号
令和7年2月6日

総務部 営繕課長 様
防災部 消防総務課長 様
隠岐支庁 農林水産局長 様
隠岐支庁 県土整備局長 様
農林水産部 各課長 様
各農林水産振興センター所長 様
土木部 各課長 様
各県土整備事務所長 様
浜田河川総合開発事務所長 様
浜田港湾振興センター長 様
出雲空港管理事務所長 様
宍道湖流域下水道事務所長 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)

現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）

現場代理人の現場常駐義務の緩和については、「島根県公共工事請負契約約款」第10条第3項により規定し、その取扱いについては、令和4年12月8日付け土総第597号により通知しているところです。この度、建設業法施行令の一部を改正する政令が令和7年2月1日に施行され技術者の専任要件が緩和されることに伴い、現場代理人の緩和要件を下記の通り改正することとしましたので、適切な運用をお願いします。

なお、本通知により令和4年12月8日付け土総第597号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）」は廃止します。

記

1. 緩和する措置の内容

次の要件を全て満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認めた場合、一の現場代理人が2件の建設工事を兼務することができるものとする。

- (1) 兼務する建設工事の契約金額が共に4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）であること。
- (2) 兼務する建設工事は島根県の同一機関が発注又は監督する工事に限るものとし、かつ工事現場の相互の間隔が10km程度までであること。
- (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

2. 兼務の承認手続き

現場代理人の兼務を承認するまでの流れは以下のとおり。

- (1) 発注者は入札公告又は指名通知の際、設計図書に別記「現場代理人の兼務に係る特記仕様書」を添付してPPIに掲載する。
- (2) 発注者は様式1による受注者の申請に基づき、当該申請に係る各工事現場の契約金額、移動距離、施工形態等を総合的に勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定するものとする。
- (3) 発注者は現場代理人の兼務について承認する場合には様式2により、また承認しない場合には様式3により、速やかに受注者に通知するものとする。

3. 緩和措置の適用に当たっての留意事項等

緩和措置の適用に当たっては以下の点に留意することとする。

- (1) 兼務の承認に当たっては事前に関係者間で協議・調整を行い、確認事項を書面で残しておくこと。
- (2) 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合又はその他発注者が必要と認める場合には兼務を取り消す場合があることを、事前に業者に伝えること。
- (3) 道路維持管理一括業務等の建設業者に対して発注する委託については、以下の要件を満たすと発注者が判断する場合に限り、建設工事の現場代理人が道路維持管理一括業務等の現場責任者と合わせて2件まで兼務することができるものとする。
 - ①建設工事の契約金額が4,500万円未満（建築一式工事にあつては9,000万円未満）で、兼務する道路維持管理一括業務等の当初契約金額が4,500万円未満であること。
 - ②兼務する建設工事と道路維持管理一括業務等は島根県の同一機関が発注又は監督するものに限る、かつ工事現場が道路維持管理一括業務等の委託範囲内であること。
 - ③発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

4. 適用日

令和7年2月10日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用する。

なお、令和7年2月7日以前に入札公告又は指名通知をした工事については、特記仕様書の訂正は不要であるが、当該通知に則った受注者からの申請は受け付けるものとする。

ただし、承認するか否かは発注者の判断とする。